

工事成績採点の審査項目別運用表

標準

(監督員)

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する

審査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の事項に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1 施工体制	I 施工体制一般	【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。(工事着手後に施工方法が確定した場合は、工事着手前に加えてその都度提出して) <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 <input type="checkbox"/> 品質証明が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般に実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 <input type="checkbox"/> 元請が下請の作業成果を検査している。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 <input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 <input type="checkbox"/> 機械設備、電器設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 <input type="checkbox"/> 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> その他 理由： _____			<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		項目該当が90%以上 a 項目該当が80%～90%未満 b 項目該当が80%未満 c	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0.0%)=(0)評価数/(12)対象評価項目数 ④なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
1 施工体制	II 配置技術者(現場代理人等)	【評価対象項目】 【全体を評価する項目】 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックリストのうち配置技術者について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 <input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。 <input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 <input type="checkbox"/> 共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。 <input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 <input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 <input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 <input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 <input type="checkbox"/> その他 理由： _____			<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		項目該当が90%以上 a 項目該当が80%～90%未満 b 項目該当が80%未満 c	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0.0%)=(0)評価数/(11)対象評価項目数 ④なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

【評定の対象】

- ① 当初請負金額が200万円未満の請負工事 : 小規模審査項目別運用表を利用
- ② 当初請負金額が500万円以上の請負工事 : 標準審査項目別運用表を利用

工事成績採点の審査項目別運用表

標準

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する

(監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である
2	I 施工 状況 施工 管理	〔評価対象項目〕 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工監理について、指摘事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 工事材料を品質に影響が無いように保管している。 <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓が日常的に行っている。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。 <input type="checkbox"/> 工事打ち合せ簿を過不足なく整理している。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業(作業手順や確認方法等)を適切に行っている。 <input type="checkbox"/> その他 理由: _____			<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった	1項目でも該当があれば d 2項目該当 e
		項目該当が90%以上 a 項目該当が80%~90%未満 b 項目該当が80%未満 c	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0.0%)=(0)評価数/(13)対象評価項目数 ④なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
2	II 施工 状況 工程 管理	〔評価対象項目〕 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項がない。 <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 計画工程以外の作業時間がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> その他 理由: _____			<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった	
		項目該当が90%以上 a 項目該当が80%~90%未満 b 項目該当が80%未満 c	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0.0%)=(0)評価数/(9)対象評価項目数 ④なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

工事成績採点の審査項目別運用表

標準

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する

(監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である
2	III 安全対策	〔評価対象項目〕 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理をチェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他 理由: _____			<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった	
		項目該当が90%以上 a 項目該当が80%~90%未満 b 項目該当が80%未満 c			①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0.0%)=(0)評価数/(9)対象評価項目数 ④なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
2	IV 対外関係	〔評価対象項目〕 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> その他 理由: _____			<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 対外に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった	
		項目該当が90%以上 a 項目該当が80%~90%未満 b 項目該当が80%未満 c			①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0.0%)=(0)評価数/(6)対象評価項目数 ④なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

工事成績採点の審査項目別運用表

標準

(監督員)

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する

審査項目	細別	工種	a	b	c	d	e	
			出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、規定値が規格値を満足し、a～bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	土木・建築工事共通	<p>①出来形の評定は、工事全般を通したものとする。</p> <p>②出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状寸法である。</p> <p>③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。</p> <p>④出来形管理項目を設定しない工事は「c」評価とする。</p>					
			品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、規定値が規格値を満足し、a～bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	II 品質		<p>①品質の評定は、工事全般を通したものとする。</p> <p>②品質とは、設計図書に示された工事的物の形状寸法である。</p> <p>③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。</p> <p>④品質管理項目を設定しない工事は「c」評価とする。</p>					

工事成績採点の審査項目別運用表

標準

(監督員)

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する

審査項目	細別	工種	a	b	c	d	e										
			適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である										
3	I	出来形	[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められてない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。(監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く) <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 <input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の消耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図書等に記録している。 <input type="checkbox"/> その他 理由: _____			<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば d	<input type="checkbox"/> 契約条項17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。 上記該当があれば e										
			項目該当が80%以上 a 項目該当が60%~80%未満 b 項目該当が60%未満 c 項目該当が60%未満 d	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0.0%)=(0)評価数/(10)対象評価項目数 ④なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。													
出来形及び出来ばえ	II	機械設備工事	#REF! 適切である			#REF! ほぼ適切である			#REF! 他の事項に該当しない			#REF! やや不適切ある			#REF! 不適切である		
			[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 <input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。 <input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり敷設している。 <input type="checkbox"/> 小配管、電器配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 <input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を適切に作成している。 <input type="checkbox"/> 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 機器の配置について、点検しやすくしている。 <input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。 <input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 <input type="checkbox"/> バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 <input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 <input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他 理由: _____			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば ###	<input type="checkbox"/> 契約条項17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。 上記該当があれば ###										
			項目該当が80%以上 ## 項目該当が60%~80%未満 ## 項目該当が60%未満 ## 項目該当が60%未満 ##	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0.0%)=(0)評価数/(20)対象評価項目数 ④なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。													

工事成績採点の審査項目別運用表

標準

(監督員)

[記入方法]該当する項目の□にシマークを記入する

審査項目	細別	工種	a	b	c	d	e		
			適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である		
3	I	電気設備・通信設備	[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 <input type="checkbox"/> 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。(監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く) <input type="checkbox"/> 設計図書で定められてない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が、設計図書又は承諾書通りに敷設している。 <input type="checkbox"/> 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 <input type="checkbox"/> 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 <input type="checkbox"/> その他 理由: _____					<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば d	<input type="checkbox"/> 契約条項17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。 上記該当があれば e
			項目該当が80%以上 a 項目該当が60%~80%未満 b 項目該当が60%未満 c 項目該当が60%未満 d	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0.0%)=(0)評価数/(14)対象評価項目数 ④なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
	II	受変電設備工事	[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 製作着事前に、品質や性能に係る技術検討を実施している。 <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 <input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 <input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 <input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を適切に作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 <input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。 <input type="checkbox"/> 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 理由: _____					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば ###	<input type="checkbox"/> 契約条項17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。 上記該当があれば ###
			項目該当が80%以上 ### 項目該当が60%~80%未満 ### 項目該当が60%未満 ### 項目該当が60%未満 ###	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0.0%)=(0)評価数/(15)対象評価項目数 ④なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

工事成績採点の審査項目別運用表

(土木)標準

(監督員)

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する

審査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)
5	I 創意工夫	<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋架架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ●施: 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ●施: 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 情報化施工技術(一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る)を活用した工事。 (使用原則化工事を除く) ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 理由: <p>【安全衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。 <p>【安全衛生】</p> <p>当該工事における他の模範となるような取組について、以下の項目により評価する。複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。 <input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> その他 理由:
	評 点	<p>評点 点</p> <p>【創意工夫の詳細評価】 (☑ マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述)</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 評価は各項目において1つ評価(■orレ点)が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
 ※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。
 ※5. 評定にあたっては、土木事務所等においては次長(技術)、県庁においては課長もしくは室長との合議を原則とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

小規模・標準 共通

(主任・総括監督員)

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の事項に該当しない	やや劣っている	劣っている
2	II 工程管理	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生されることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行ったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由: _____</p> <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 判断結果入力 <input type="checkbox"/></p>				
	III 安全対策	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公務災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由: _____</p> <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 判断結果入力 <input type="checkbox"/></p>				

工事成績採点の審査項目別運用表

小規模・標準 共通

(主任・総括監督員)

[記入方法]該当する項目の口にレマークを記入する

審査項目	細別	a	a'	b	b'	c
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
6	I 地域への 社会性 等 の 貢 献 等	<input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 道路清掃など積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> 滋賀県リサイクル認定製品の使用、滋賀県グリーン購入に努めた。滋賀県産木材の使用に努めた。(工用資材を対象とする。ただし、設計図書で指定されたものを除く) <input type="checkbox"/> その他 理由: _____				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。 判断結果入力 <input type="checkbox"/>				

※地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績採点の審査項目別運用表

(土木) 標準

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する

審査項目	細別	技術キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4 工事特性	I 施工条件への対応	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 <input type="checkbox"/> 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 <input type="checkbox"/> 3その他(該当があればチェックして理由を記入。) <p>理由: _____</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上該当すれば4点の加点とする。</p> <p>●別表-1⑥-2運用基準の構造物固有の難しさへの対応 (点)</p>	<p>(1.について)</p> <p>切土の土工量:20万m³以上、盛土の土工量:15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上、トンネル(フルト)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15m²以上、揚排水機場の吐出管径:2000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100m²以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m²以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工(幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万m³以上、流路工の計画高水流量:500m³以上、砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m³/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上</p> <p>(2.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 <p>(3.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要な工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		<p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 <input type="checkbox"/> 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 7.周辺上での交通規制に大きく影響する工事 <input type="checkbox"/> 8.緊急時に対応が特に必要な工事 <input type="checkbox"/> 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 <input type="checkbox"/> 10. その他 <p>理由: _____</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上該当すれば6点の加点とする。</p> <p>●別表-1⑥-2運用基準の技術固有の難しさへの対応 (点)</p>	<p>(4.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 <p>(5.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 <p>(6.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地での夜間工事。 ・D/D地区での工事。 <p>(7.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 <p>(8.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 <p>(9.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業現場が広範囲に分布している工事。 <p>(10.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 <input type="checkbox"/> 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 <input type="checkbox"/> 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 <input type="checkbox"/> 15. その他 <p>理由: _____</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上該当すれば4点の加点とする。</p> <p>●別表-1⑥-2運用基準の厳しい自然・地盤条件への対応 (点)</p> <p>●別表-1⑥-2運用基準の厳しい周辺環境等、社会条件への対応 (点)</p>	<p>(11.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 <p>(12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 <p>(13.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事。 ・法面は緩く、 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 <p>(14.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 <p>(15.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		<p>IV 長期工事における安全確保への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) <input type="checkbox"/> 17. その他 <p>理由: _____</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上該当すれば4点の加点とする。</p> <p>●別表-1⑥-2運用基準の施工現場での対応 (点)</p> <p>●その他 (点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 18. その他 <p>理由: _____</p> <p>●別表-1⑥-3運用基準の施工管理での対応 (点)</p> <p>●別表-1⑥-3運用基準の現場での施工管理での対応 (点)</p> <p>●別表-1⑥-3運用基準の現場条件での対応 (点)</p> <p>●別表-1⑥-3運用基準の厳しい周辺環境等、社会条件での対応 (点)</p> <p>●別表-1⑥-3運用基準の出来形での対応 (点)</p>	<p>(11.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事。 ・法面は緩く、 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 <p>(14.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 <p>(15.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
	評点	<p>評点 _____ 点</p>	<p>【工事特性のキーワードの詳細】 (☑ マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述)</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

工事成績採点の審査項目別運用基準

(土木)上水道・ガス 標準

審査項目	細別	技術力キーワード一覧表	【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例	
4	I	キーワード評価	●構造物固有の難しさへの対応	(記入方法)該当する項目の□にレマークを記入する 【事例：構造物特有な施工難度と対応工法等】 <input type="checkbox"/> 既設設備の困難な移設、切りまわし、盛替え等を伴う工事 ・水管橋等の重要な施設の移設工事(2点)
			●技術固有の難しさへの対応	【事例：構造物特有な施工難度と対応工法等】 <input type="checkbox"/> 工種及び工法の特異性 ・推進工法(φ800～)(2点) ・水道：インサートバルブ等の不断水工事(1点) ・ガス：重要なガス施設(中圧導管、整圧器工事等)の工事(1点) <input type="checkbox"/> 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用 ・本市が新工法を採用後、3年以内の工事(2点) (例：水道→GX、PE等)
			●厳しい自然・地盤条件への対応	【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】
			●厳しい周辺環境等、社会条件への対応	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 <input type="checkbox"/> 地中埋設物等の地中内の作業障害物 ・ガス(中圧)、NTT、電気の埋設物が縦断的に近接する場合(2点) 横断の場合(1点) <input type="checkbox"/> 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 ・交通量の多い国道、県道、市道での工事(1点) <input type="checkbox"/> 制約の多い、稼働中の施設における工事(2点) <input type="checkbox"/> 夜間工事 ・夜間施工(2点)
		●施工現場での対応	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 <input type="checkbox"/> 対象施設を利用しながらの工事で、施設運営への臨機での対応(2点) <input type="checkbox"/> 既存部分との取合いの処置等(2点) <input type="checkbox"/> 狭隘部や微小な施工部位等での困難を伴う工事での円滑な施工 ・共同施工の現場において、配管に苦慮した工事(2点)	

※1.施工規模に関する項目以外については、技術力等、特別な対応を要した場合についてのみ評価するものとし、「事例に該当する工事」というだけの加点評価は行わない。

※2.当運用基準を採用する場合、該当する事例を選択し、別表-1⑥-1の技術力キーワード一覧表の該当する項目に加点すること。

工事成績採点の審査項目別運用表

小規模・標準 共通

(主任・総括監督員)

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	措置点数	措置回数	総合点数
	<input type="checkbox"/> 1. 入札参加停止3ヶ月以上	-20点	0	0
	<input type="checkbox"/> 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	0	0
	<input type="checkbox"/> 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	0	0
	<input type="checkbox"/> 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	0	0
	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当 ※ 別紙内訳表参照	-8点	0	0
	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当	-5点	0	0
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点	0	0
	減点合計(最大20点)			0

① 本評価項目(8. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
 ④ 減点合計は最大20点とする。

8

法令遵守等

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は継承を行った。
3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。(例)一括下請け、技術者の専任違反等
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
16. 総合評価方式工事において、技術提案が履行されなかった。
17. 暴力団員等により不当介入があったが、当該事実の警察への通報および発注機関への報告を怠った。
18. その他(口頭注意相当、文書注意相当に関するものを除く。)

理由: _____

法令遵守等における口頭注意、文書注意の内訳表

小規模・標準 共通

(主任・総括監督員)

〔記入方法〕 該当する項目にレマークを記入する。

適応事例	評定点数	-5 (口頭注意相当)	-8 (文書注意相当)	評定点	
施工体制(台帳)や施工体系図と現場の施工体制が一致していなかった。	<input type="checkbox"/>	施工体制等の不備が確認され文書により改善命令書が交付された。	<input type="checkbox"/>	再度施工体制等の不備が確認され文書により改善命令書が交付された。	点
現場代理人等の技術者の配置に問題があった。	<input type="checkbox"/>	現場代理人等の技術者配置で問題があるか専門技術者が配置されていないため文書により改善命令書が交付された。	<input type="checkbox"/>	現場代理人等の技術者配置で問題があり、かつ専門技術者が配置されていないため文書により改善命令書が交付された。	点
施工管理において、設計図書に適合しない箇所があった。	<input type="checkbox"/>	設計図書に適合しない箇所があり文書による改善命令書が交付された。	<input type="checkbox"/>	再度設計図書に適合しない箇所があり文書による改善命令書が交付された。	点
施工計画書の提出	<input type="checkbox"/>	施工計画書が着手前に提出されないため文書による改善命令書が交付された。	<input type="checkbox"/>		点
工事材料の検査義務	<input type="checkbox"/>	定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。	<input type="checkbox"/>		点
写真管理	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	工事記録写真に偽造行為が認められた。	点
施工管理において、契約図書に基づく施工上の義務を履行しなかった。	<input type="checkbox"/>	契約図書に基づく施工上の義務を履行せず文書による改善命令書が交付された。	<input type="checkbox"/>	再度契約図書に基づく施工上の義務を履行せず文書による改善命令書が交付された。	点
受注者の責により工期内に工事が完工されなかった。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	受注者の責により工期内に工事が完成されなかった。	点
自主的な工程管理がされない。	<input type="checkbox"/>	自主的な工程管理がされず文書による改善命令書が交付された。	<input type="checkbox"/>		点
安全対策の不備による事故、災害等が発生した。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	安全対策の不備により重大な災害等を受け、再発防止のため文書による改善命令書が交付された。	点
安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。	<input type="checkbox"/>	安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であり、再発防止のため文書による改善命令書が交付された。	<input type="checkbox"/>		点
関連工事との調整を怠った。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わず、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じ文書による改善命令書が交付された。	点
対外関係が不適切であった。	<input type="checkbox"/>	受注者の対応による苦情が多い。また対応が悪くトラブルがあり文書による改善命令書が交付された。	<input type="checkbox"/>		点
対外関係が不適切であった。	<input type="checkbox"/>	関係法令に違反する恐れがあったため、文書による改善命令書が交付された。	<input type="checkbox"/>		点
出来形管理において、出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足しない。	<input type="checkbox"/>	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きいため文書による改善命令書が交付された。	<input type="checkbox"/>	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きいため契約書第17条第2項に規定する破壊検査を行なった。	点
品質管理において、品質関係の試験結果が規格値を満足しない。	<input type="checkbox"/>	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きいため文書による改善命令書が交付された。	<input type="checkbox"/>	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣るため契約書第17条第2項に規定する破壊検査を行なった。	点
その他()	<input type="checkbox"/>	改善命令	<input type="checkbox"/>	改善命令	点
その他()	<input type="checkbox"/>	改善命令	<input type="checkbox"/>	改善命令	点
合計		0回		0回	点

1 工事の施工にあたり、上記適応事例の事実を監督員が確認した場合に、**総括又は主任監督員から改善命令書を交付した上で減点評価を行うこととし、減点は最大20点までとする。**

2 **同一事由による適応事例の複数項目の減点は、評定上合理的に説明できる場合を除いて行わない。**

3 適応事例の適用範囲は次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書の履行に関することに限定する。

(2) (1)を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注者の現場従事者及び(1)を履行するために下請負契約を締結し、その工事に従事するものに限定する。